念書兼同意書

　この事故で介護保険法による保険給付を受けたときは、介護保険法第２１条第１項及び第３項の規定により、保険給付価額の限度において、相手方に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使、賠償金の受領及び国民健康保険団体連合会へ事務委託できることを理解しましたので、次の１及び２の事項を遵守することを誓約し、３、４及び５の事項に同意します。

１　相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もってその内容を申し出ること。

２　相手方に白紙委任状を渡さないこと

３　保険会社等から受けた金品の有無及びその金額、内訳（その見込みを含む）等の事項の情報について、関係損害保険会社等からの情報提供並びに、その情報を受けること。

４　損害賠償請求事務において必要な事項（介護給付費明細書、福祉用具購入費支給申請に係る資料、住宅改修費支給申請に係る資料及び被害届等資料の写し）及びこの念書を関係損害保険会社へ提供すること。

５　損害賠償請求事務のために必要があるときは、要介護認定又は要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を国民健康保険団体連合会に提供すること。

　令和　　年　　月　　日

すさみ町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事故発生年月日 | | 令和 　年 　月　 日 | 事故発生場所 |  |
| 相手方 | 住 所 |  | | |
| 氏 名 |  | | |
| 被害者 | 住 所 |  | | |
| 氏 名 |  | | |
| ※　被保険者と  誓約者の関係 | |  | | |

※印欄は、誓約者と被保険者が異なる場合のみ記入してください。

　　　　念書兼同意書（記載例）

　この事故で介護保険法による保険給付を受けたときは、介護保険法第２１条第１項及び第３項の規定により、保険給付額の限度において、相手方に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使、賠償金の受領及び国民健康保険団体連合会へ事務委託できることを理解しましたので、次の１及び２の事項を遵守することを誓約し、３、４及び５の事項に同意します。

１　相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もってその内容を申し出ること。

２　相手方に白紙委任状を渡さないこと

３　保険会社等から受けた金品の有無及びその金額、内訳（その見込みを含む）等の事項の情報について、関係損害保険会社等からの情報提供並びに、その情報を受けること。

４　損害賠償請求事務において必要な事項（介護給付費明細書、福祉用具購入費支給申請に係る資料、住宅改修費支給申請に係る資料及び被害届等資料の写し）及びこの念書を関係損害保険会社へ提供すること。

５　損害賠償請求事務のために必要があるときは、要介護認定又は要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を国民健康保険団体連合会に提供すること。

　令和　　年　　月　　日

すさみ町長　様

被害者本人又は家族

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事故発生年月日 | | 令和 　年 　月　 日 | 事故発生場所 |  |
| 相手方 | 住 所 |  | | |
| 氏 名 |  | | |
| 被害者 | 住 所 |  | | |
| 氏 名 |  | | |
| ※　被保険者と  誓約者の関係 | |  | | |

※印欄は、誓約者と被保険者が異なる場合のみ記入してください。